

「平成 1 2 年度以降の高等教育の将来構想について」と「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」における高等教育の全体規模に関する方針の比較

	平成 12 年度以降の高等教育の将来構想について(大学審議会答申 H9.1.29)の提言内容	大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(中央教育審議会答申 H14.8.5)の提言内容	現 在 の 取 扱 い
全体規模に対する基本的考え方	「進学率等の上昇は、高等教育の普及の観点から積極的に受け止めるべきであるが、同時に、質的な面で、各大学等がそれぞれの取組を進めていく必要がある。このことに配慮すれば、入学定員の規模を積極的に拡大することは望ましくなく、大学等の全体規模については、 <u>基本的に抑制的に対応することが適切である。</u> 」	「大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、 <u>今後は抑制方針を基本的には撤廃することとする。</u> 」	規模の抑制は下記の 5 分野を除き撤廃
抑制 5 分野の取扱いについて	計画的な人材養成が必要とされる分野のうち、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。 (「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について」大学設置審議会大学設置計画分科会 S 59.6.6)	「<u>医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学、学部等については、過去の高等教育計画において計画的な人材養成が必要とされた分野のうちおおむね必要とされる整備を既に達成したこと、及び、それらの分野についての人材需給に関する政策的要請があることから、現在は全く新增設を認可していない。</u>」「こうした例外分野の取扱いについては、今後、高等教育のグランドデザインの一環として高等教育における人材養成のあり方を検討する中で更に検討する。」	5 分野（医師、歯科医師、獣医、教員、船舶職員）については抑制
地域配置の考え方	「 <u>大都市部における大学等の新增設を抑制するとの基本は維持する必要がある。</u> 」	「首都圏、近畿圏、中部圏における工業（場）等制限区域・準制限区域内の大学の設置等について抑制的に取り扱っているが、大都市部における大学の自由な発展を阻害している等の批判があり、本年 7 月に工業（場）等制限法も廃止されたことを踏まえ、<u>抑制方針を撤廃することとする。</u>」 「抑制方針を撤廃するに当たっては、大都市部における過当競争や地域間格差の拡大などから、教育条件の低下や学生の不安感の増大などを招くおそれもある。このことを踏まえ、例えば各大学における学生定員管理の厳格化を図る等これらの点に配慮した施策の検討が求められ、これらの点についても高等教育のグランドデザインを別途検討する中で検討する。」	地域配置の抑制は撤廃